

改正債権法の要点解説（3）

— 多数当事者の債権及び債務 —

改正債権法の要点解説第3回では、「多数当事者の債権及び債務」の改正点について説明します。改正法は、①多数当事者間の債権及び債務をその目的に応じて整理し、②これまで批判の強かった絶対的効力事由を見直すとともに、③求償関係の整理を行っています。これらの改正は、「保証」にもその影響が及びます。そこで、本稿では、「保証」についても一部言及しつつ、解説します¹。

第1 債権・債務の目的による整理

1 多数当事者の債務について

多数当事者の債務関係においては、可分債務、連帯債務又は不可分債務という3つの債務関係が成立する可能性があります。改正前民法では、上記3つの債務のうち、可分債務を原則としつつ、不可分債務と連帯債務の区別に関する明確な規定がありませんでした。そこで、改正法は、債務の目的に応じて上記3つの債務を区分する立場を採用しました。具体的には、債務の目的が性質上可分の場合には可分債務又は連帯債務、債務の目的が性質上不可分の場合には不可分債務になることが明示されました（§430）。そして、債務の目的が性質上可分の場合において、「法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債務を負担するとき」（§436）に、連帯債務が成立するものとなりました。

2 多数当事者の債権について

多数当事者の債権関係についても、債権の目的に応じた分類がなされました。

すなわち、改正法は、可分債権を原則としつつ、債権の目的が性質上不可分の場合には不可分債権とし（§428）、性質上可分な場合のうち、「法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債権を有するとき」（§432）は、連帯債権が成立するものとなりました。

¹ 本文中の条文は、特に断りのない限り改正法の条文を意味します。なお、改正法の条文については、<http://www.moj.go.jp/content/001226886.pdf> をご参照ください。

第2 絶対的効力事由の見直し

1 改正の経緯

債権者は、連帯債務関係にある一部の債務者から債権の回収ができなくても、他の債務者から債権を回収しようとするのが通常です。しかし、改正前民法では、連帯債務者の1人について生じた事由の効力が他の連帯債務者に影響を及ぼすこと（絶対的効力事由²⁾）が広く認められていたため、債権者の意思に反し、債権の効力を弱めるとの問題点が指摘されてきました。

また、連帯債務関係は法令の規定によっても生ずるところ、法令の規定により連帯債務関係が生じた場合には、連帯債務者間における主観的な繋がりが希薄な場合も多く、このような場合にまで連帯債務者の1人について生じた事由の効力を他の連帯債務者に及ぼすのは適当ではないとの問題点も指摘されてきました。

そこで、以下に述べるように、連帯債務について絶対的効力事由の見直しが図られると共に、不可分債務や連帯保証についても連帯債務の規定を一部準用し、見直しが図られています。

2 連帯債務について

(1) 履行の請求

改正前民法では、連帯債務者の1人に対する履行の請求を絶対的効力事由とし、他の連帯債務者に対しても履行の請求に伴う効果（例：時効の中断、履行遅滞）が生ずるとされていました。しかし、履行の請求があったことを知らない連帯債務者は、気づかないうちに履行遅滞に陥ることとなり、思いがけない損害を被るおそれがありました。そこで、改正法は、履行の請求を相対的効力事由としました。

(2) 相殺

改正前民法では、連帯債務者は、他の連帯債務者が債権者に対して有する債権を相殺に供することが認められていました。しかし、これについては、他の連帯債務者の財産管理権に対する過剰な介入ではないかとの問題点が指摘されていました。改正法は、他の連帯債務者が有する相殺権の援用は認めないとしつつ、他の連帯債務者が相殺を援用しない間は、他の連帯債務者の負担部分の限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができるとしました（§439Ⅱ）。

(3) 債務の免除

改正前民法では、連帯債務者の1人に対する債務の免除は絶対的効力事由とされていました。しかし、債務の免除をした債権者は、あくまで免除をした連帯債務者

²⁾ これに対して、連帯債務者の1人について生じた事由の効力が他の連帯債務者には及ばないことを「相対的効力事由」といいます。

との関係で債務を免除しているのであり、他の連帯債務者との関係においてまで債務を免除する意思を有しているとは限りません。そこで、改正法は、債務の免除を相対的効力事由としました。

(4) 時効の完成

改正前民法では、連帯債務者の1人について生じた時効の完成は絶対的効力事由とされていました。しかし、これでは、債権者は全ての連帯債務者との関係で消滅時効の完成を阻止しなければ、債権を保全することができませんでした。そこで、改正法は、時効の完成を相対的効力事由としました。

(5) 意思表示による絶対的効力事由

以上のように、連帯債務者の1人について生じた事由の効力については、大幅な見直しがなされました。もっとも、改正法では、債権者と他の連帯債務者との間で別段の合意をした場合には、当該他の連帯債務者に対する効力は当該合意に従うとされています（§ 441 但）。そのため、例えば履行の請求について、連帯債務者と債権者との事前の合意によって、絶対的効力を持たせることは可能です。

3 連帯債務の規定の準用

(1) 不可分債務について

連帯債務の絶対的効力事由に関する規定は、混同（§ 440）を除き、不可分債務にも準用されます（§ 430）。

(2) 連帯保証債務について

通常の見証債務においては、主たる債務を消滅させる事由を除き、保証人について生じた事由の効力は主たる債務に影響を及ぼしません。これに対し、連帯保証では、439 条 2 項を除き、連帯債務の絶対的効力事由に関する規定が連帯保証にも準用され、主たる債務に影響を及ぼします。

4 保証債務の付従性

保証債務は主たる債務に付従するものであることから、保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる債務より重いときは、保証人の負担は主たる債務の限度に減縮されます（§ 448 I）。これとは逆に、保証契約締結後に主たる債務の目的又は態様が加重されたとしても、保証人の負担は加重されないと理解されており、改正法はこのことを明記しました（§ 448 II）。

第3 求償関係の整理

1 改正の経緯

連帯債務者の1人が自己の財産をもって共同の免責を得た場合には、その連帯債務者は、他の連帯債務者に対し、各自の負担部分³について求償をすることができます。今回の改正では、かかる求償を巡る法律関係について、判例や通説的な解釈を明文化する改正がなされました。

また、保証における求償関係についても、改正後の連帯債務に関する規定と同様の改正がなされるとともに、他の規定と理論的整合性を図る改正がなされました。

2 求償権の要件

改正法では、改正前民法において明確に定められていなかった自己の財産をもって共同の免責を得た連帯債務者が他の連帯債務者に求償するための要件に関し、判例(大判大正6年5月3日民録23輯863頁)に従い、弁済等により共同の免責を得た額が求償を求める連帯債務者の負担部分を超えていなくとも、各連帯債務者の負担部分に応じて求償できることが明文化されました(§442 I)。

3 求償権の額

連帯債務者が他の連帯債務者に対して取得する求償権の額について、一般的な解釈に従い、原則として連帯債務者が支出した財産の額としつつ、とても高価なもので代物弁済をした場合など、連帯債務者の支出した財産の額が共同の免責を得た額を超える場合には、共同の免責を得た額にとどまるとされました(§442 I)。

4 事前・事後の通知を怠ったことによる求償権の制限

改正前民法では、債権者に対して権利主張の機会を有していた他の連帯債務者を保護するため、連帯債務者の1人が弁済をする場合には、一律に事前・事後に他の連帯債務者に通知をしなければ求償権の制限を受けるとされていました。これに対しては、連帯債務者が他の連帯債務者の存在を知らない場合にまで事前・事後の通知を求めるのは妥当ではないとの指摘がなされてきました。そこで、改正法では、他の連帯債務者があることを知っていた場合に限り、他の連帯債務者への事前・事後の通知を怠った場合には、求償権の制限を受けることとなりました(§443 I 前段、443 II)。

5 保証における求償関係

(1) 求償権の額

ア 委託を受けた保証人が債務の弁済をした場合

³ 負担部分とは、連帯債務者相互間で内部的に各自の負担すべき「割合」のことをいいます。連帯債務者間で特約がなければ、基本的には平等となります。

改正法では、委託を受けた保証人が弁済期に債務の弁済をした場合の求償権の額について、連帯債務におけるのと同様に、原則として支出した財産の額としつつ、とても高価なもので代物弁済をした場合など、支出した財産の額が共同の免責を得た額を超える場合には、共同の免責を得た額にとどまるとされました（§ 459 I）。

イ 委託を受けた保証人が弁済期前に債務の弁済をした場合

委託を受けた保証人が弁済期前に債務の弁済をした場合の求償権の額に関し、改正前民法では明文の規定はなかったものの、弁済期前に保証人が弁済することは保証委託の趣旨に反するとの批判がなされてきました。そこで、委託を受けた保証人が弁済期前に債務の弁済をした場合の求償権の額は、債務の消滅行為をした当時、主たる債務者が利益を受けた限度とされました（§ 459 の 2 I）。

ウ 委託を受けない保証人が債務の消滅行為をした場合

委託を受けない保証人の求償権の額については、改正前民法と比べて実質的な変更はありません。すなわち、委託を受けないが主たる債務者の意思には反しない保証人が債務の消滅行為をした場合の求償権の額については、債務の消滅行為をした当時、主たる債務者が利益を受けた限度とされています（§ 462 I、459 の 2 I）。他方、委託を受けず主たる債務者の意思にも反する保証人が債務の消滅行為をした場合、その求償権の額は、主たる債務者が現に利益を受けている限度とされています（§ 462 II）。

(2) 事前通知を怠った保証人の求償権の制限

主たる債務者が債権者に対抗できた事由を有している場合、保証人が債務の消滅行為をしたとしても、主たる債務者には何らの利益も生じません。したがって、このような場合に委託を受けない保証人が債務の消滅行為をしたとしても、主たる債務者に求償ができない立場にあるはずでした。

しかしながら、改正前民法では、主たる債務者に事前通知をしないことによる求償権の制限について、委託を受けない保証人と委託を受けた保証人を区別せずに規定していました。そこで、改正法では、委託を受けた保証人のみを求償権の制限を受ける対象とし（§ 463 I）、委託を受けない保証人の立場を明確にしました。

(3) 主たる債務者の事後通知

主たる債務者が弁済等の債務の消滅行為をした場合には、委託を受けた保証人に対して通知をしなければ、当該保証人が行った債務の消滅行為が有効とみなされることが明記されました（§ 463 II）。

(4) 保証人の事後通知

ア 改正前民法では、主たる債務者を保護する観点から、保証債務を履行して主た

る債務者の債務を免れさせたことについて、保証人全般を対象に、主たる債務者に対して事後の通知をしなければ求償権の制限を受ける旨が定められていました（旧 § 463 I、443 II）。この点、改正法では、改正前民法の規律を実質的に維持しつつ、以下のような修正が加えられました。

イ まず、委託を受けず主たる債務者の意思にも反する保証人については、主たる債務者が求償時に現に利益を受けている限度で求償ができるに過ぎないため（§ 462 II 5(1)ウ）、主たる債務者が債務の消滅行為をなした場合には、主たる債務者に保証債務が履行されたことによる利益はなく、保証人は主たる債務者に対して求償をすることができません。そこで、改正法では、事後の通知の有無にかかわらず、主たる債務者の債務の消滅行為を有効としました（§ 463 III）。

ウ 次に、委託を受けた保証人及び委託を受けないが主たる債務者の意思には反しない保証人については、保証債務を履行した後、保証人が主たる債務者に対する事後の通知を怠った場合に限り、主たる債務者の債務の消滅行為が有効とされました（§ 463 III）。

6 連帯の免除

債権者が連帯債務者の1人に対して連帯の免除をした場合であっても、その連帯債務者が無資力のとき、その連帯債務者が負う求償の負担について債権者自身が引き受けることを意図しているとは限りません。そこで、改正法では、連帯の免除をした債権者が免除をされた連帯債務者が負うべきであった求償の負担を引き受けるとしていた改正前民法の規定は削除されました。

その結果、求償を受ける連帯債務者の中に無資力者が含まれていた場合には、444条の規定に従い、無資力者の負担部分について、原則として無資力者以外の連帯債務者が、その負担部分に応じて分割して負担することとなります。

（執筆者 弁護士 小川 貴大）